

重 要

令和8年度「介護サービス情報の公表」制度の 実施における留意事項等

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部
福祉基盤課

1 「介護サービス情報の公表」制度

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するためのしくみとして介護保険法で定められている制度です。

令和8年度において、公表対象サービス^{*1}を実施する事業所は、基本情報と運営情報の報告（調査票の提出）^{*2}及びこれらの公表^{*3}並びに公表手数料^{*4}の納付が義務付けられています。

また、訪問調査^{*5}は、市長が必要と認めた場合に実施することとなり、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料^{*6}の納付も義務付けられています。

※公表手数料・調査手数料は不課税です。

2 相模原市における「介護サービス情報の公表」制度の実施

「介護サービス情報の公表」制度については、利用者・家族のサービス選択を支援することを目的として、従前は神奈川県が行っていましたが、平成30年4月1日から地方自治法施行令の改正により、相模原市内の事業所については、相模原市が介護サービス情報の公表を行うこととなりました。

○ 公表・調査に要する手数料については、所定の納入通知書により相模原市にお支払いいただきます。

※1 公表対象サービスについては、「3 令和8年度公表対象サービス」(P.2)をご覧ください。

※2 報告(調査票の提出)については、「6 調査票の提出」(P.6)をご覧ください。

※3 公表については、「9 情報の公表について」(P.12)をご覧ください。

※4 公表手数料については、「4 公表手数料(公表事務に関する費用)」(P.3)をご覧ください。

※5 訪問調査の実施については、「7 訪問調査」(P.7)をご覧ください。

※6 調査手数料については、「5 調査手数料(調査事務に関する費用)」(P.4)をご覧ください。

3 令和8年度公表対象サービス

公表の対象となるサービス

令和8年度は、53サービスが対象となります。

報告・調査は、個々のサービスごとに行いますが、公表・調査に要する手数料は、グループごとにお支払いただくことになります。

公表対象サービス（グループ別）

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、療養通所介護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑱ 看護小規模多機能居宅介護（複合型サービス）
- ⑲ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

※共生型サービス事業所もそれぞれの事業種別において対象となります。

(2) 公表対象の考え方

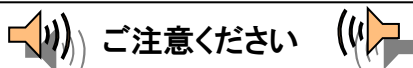
令和7年1月～令和7年12月の介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超えたサービスのみが対象となります。

例えば、訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を実施している事業所で、訪問入浴介護のみ介護報酬の支払受領額が100万円を超えていた場合、訪問入浴介護のみが対象となります。

また、調査対象サービスが複数ある場合※は基本的に全てのサービスの調査を行います。

※ 同一事業所で一体的に運営している介護サービスと予防サービスがそれぞれ調査対象であった場合は、1回の調査として実施いたします。

公表の対象となったサービスは、市から郵送する『計画通知書』に記載されていますのでご確認ください。



ご注意ください

- ・ 公表は、個々のサービスごとに行い、『計画通知書』は事業所（サービス）ごとにお送りしています。
- ・ 計画通知書は、重要な書類ですので、1年間大切に保管してください。

4 公表手数料（公表事務に関する費用）

(1) 公表手数料（公表事務に関する費用）とは

公表手数料は、指定情報公表センターがその業務を行う上で必要となる運営費用として、公表対象となる介護サービス事業者負担いただくものです。

【公表センターの業務の例】

報告書の受理・審査、指定調査機関との調整、指定調査機関から提出される調査結果報告書の受理・審査、公表計画の策定・管理、苦情・相談窓口業務、報告システム（基本情報、運営情報の報告受理、事業所の写真、動画の受理等）サーバーの設置・保守・メンテナンス、データの入力・修正等

(2) 手数料の金額等

公表手数料は、市条例により金額が定められており、令和8年度の公表手数料は、次のとおりです。

※公表手数料は不課税です。

【参考】令和8年3月1日以降に新規指定を受けた場合(再開事業所を含む)	基本情報に係る公表事務に関する手数料 5,000円
令和8年2月28日以前に指定を受けている場合	基本情報及び運営情報に係る公表事務に関する手数料 6,000円

公表手数料は、グループ単位での納付となります。同一事業所において同一グループ内に対象サービスが1件でも、複数件でも同額の納付となります。

[例1]

①訪問介護（新規）、②夜間対応型訪問介護（新規）、③訪問介護相当サービスを運営している場合

5,000円×1グループ=5,000円 ※①②は同一グループ、③総合事業は対象外

[例2]

①訪問介護（既存）、②居宅介護支援（新規）を運営している場合

6,000円×1グループ + 5,000円×1グループ=11,000円

公表手数料は、相模原市から送付される計画通知書に同封の納入通知書（訪問調査を実施する事業所は、調査手数料と合算されています。）によりお支払いください。

手数料は、納入通知書に記載の納期限までに納付していただきます。

なお、納付していただいた手数料は、原則、返還しません。

5 調査手数料（調査事務に関する費用）

（1）調査手数料（調査事務に関する費用）とは

調査手数料は、指定調査機関がその業務を行う上で必要となる運営費用として、調査対象となる介護サービス事業者に負担いただくものです。

なお、訪問調査を行わない事業所は、調査手数料は発生しません。

【指定調査機関の業務の例】

訪問調査、事業所との調整、調査結果報告書の審査、公表センターへの報告、苦情・相談窓口業務等

(2) 調査手数料の金額等について

調査手数料は、市条例により次のとおり定めています。

※調査手数料は不課税です。
※p2のグループ分けを参照してください。

グループ	金額
訪問介護グループ、訪問入浴介護グループ、福祉用具貸与グループ、居宅介護支援グループ	20,000円
訪問看護グループ（指定療養通所介護を除く）、訪問リハビリテーショングループ、小規模多機能型居宅介護グループ、認知症対応型共同生活介護グループ、	21,000円
通所介護グループ（指定療養通所介護を除く）	22,000円
通所介護グループ（指定療養通所介護を含む）、通所介護グループ（指定療養通所介護に限る）、通所リハビリテーショングループ（指定療養通所介護を除く）、特定施設入居者生活介護グループ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護グループ、複合型サービスグループ、介護老人福祉施設グループ、介護老人保健施設グループ、介護医療院グループ	23,000円
通所リハビリテーショングループ（指定療養通所介護を含む）	24,000円
訪問看護グループ（指定療養通所介護を含む）	25,000円

調査手数料はグループ単位での納付となります。

同一事業所において同一グループの対象サービスが1件でも、複数件でも同額の請求となります。

[例1]：「福祉用具貸与」「介護予防福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」の4サービスの事業所を運営している場合

・・・⑩20,000円

[例2]：「訪問看護」「居宅介護支援」の2サービスの事業所を運営している場合

・・・③21,000円+ ⑬20,000円=41,000円

調査手数料は、相模原市から送付される計画通知書に同封の納入通知書（公表手数料と合算されています。）によりお支払いください。

手数料は、納入通知書に記載の納期限までに事前に納付していただきます。納付後は、納入通知書の領収証を相模原市指定情報公表センターへFAXをしてください。

<送付票>

https://center.rakuraku.or.jp/service_office/sagamihara/format.html

なお、納付していただいた手数料は、原則、返還しません。

6 調査票の提出

(1) 「介護サービス情報の公表」制度における調査票

報告いただく調査票には「基本情報調査票」と「運営情報調査票」の2種類があります。

[基本情報調査票]

- ・ 事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間等、事業所の基本的な情報です。
- ・ 報告内容を介護保険指定機関等管理システムと突合し、相違がある事業所は、翌年度に訪問調査を実施します。
- ・ 公表対象となる全ての事業所が報告しなければなりません。
- ・ 訪問調査を実施する事業所にあつては、訪問調査の際に報告の内容を確認します。
- ・ 訪問調査を実施しない事業所にあつては、報告の内容をそのまま公表しますので、十分確認の上、提出してください。



ご注意ください



- ・ 公表の対象となったそれぞれのサービスについて、基本情報調査票の作成、報告が必要になります。
- ・ 提出された報告内容を確認させていただき、再提出をお願いする場合があります。
- ・ 報告された情報の一部は「介護情報サービスかながわ」に転載するので、正確に報告していただくとともに、必ず、公表内容の再確認をお願いします。
- ・ また、報告いただいた内容を介護保険指定機関等管理システムのデータと突合します。両データに相違がある状態がそのまま続いた場合は、翌年度に訪問調査の対象となる場合があります。調査票の正確な報告と申請情報を変更したにも係わらず指定申請の情報を変更していない際は、早急に変更手続きをお願いします。

【参考】[運営情報調査票]

- ・ 事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項等の情報です。
- ・ 訪問調査を実施する事業所にあつては、後日、調査員が訪問し、報告の内容を確認します。
- ・ 訪問調査を行わない事業所にあつても、報告は必要です。
- ・ 報告は、公表の対象となったサービスについて行います。

(2) 調査票の作成、提出方法

基本情報調査票、運営情報調査票ともに、指定情報公表センターのホームページに掲載する『調査票記入マニュアル』で各項目の留意事項を必ず確認の上、作成してください。

調査票の作成及び報告は、インターネット上の「ウェブ報告システム」を使って行います。操作方法是、指定情報公表センターのホームページに掲載する『報告システム操作ガイド』をご覧ください。

なお、調査票報告期日は、市から郵送された『計画通知書』に記載されているので、確認の上、必ず期日までに報告してください。

指定情報公表センターホームページ

https://center.rakuraku.or.jp/service_office/sagamihara/index.html

記入内容に不明な項目がある場合には、公表センターホームページ内のQ&Aもご確認ください。

7 訪問調査

(1) 訪問調査の実施対象

令和8年度の訪問調査は、令和7年1月1日～令和7年12月31日の介護報酬受領額が100万円超のサービスが公表対象サービスとなりますが、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、平成13年度、平成16年度、平成19年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和元年度、令和6年度、令和8年度に介護保険指定事業所として新規に指定を受けた事業所及び令和7年度の調査対象事業所のうち調査未実施事業所について、訪問調査を実施します。

また、訪問調査の対象ではない事業所であっても訪問調査の実施は可能です。自ら訪問調査を希望する事業所は、指定情報公表センター（045-227-5690）までご連絡をお願いします。

- ① 平成13年度（平成13年4月1日～平成14年3月31日）の新規指定
- ② 平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）の新規指定
- ③ 平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の新規指定
- ④ 平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の新規指定
- ⑤ 平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の新規指定
- ⑥ 平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の新規指定
- ⑦ 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の新規指定
- ⑧ 令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の新規指定
- ⑨ 令和7年度3月（令和8年3月1日～令和8年3月31日）の新規指定
- ⑩ 令和8年度の新規指定（令和8年4月1日～）※みなし指定以外
- ⑪ 令和7年度の調査対象の事業所のうち、調査未実施の事業所

(2) 調査対象年度の特例

介護サービスと介護予防サービスで指定年度が異なっている場合、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、介護予防サービスのみが調査対象となっている場合、介護予防のみの調査は行わず、次年度以降に介護サービスと併せて調査を行います。

また、手数料におけるグループ内の複数のサービスで指定年度が異なっている場合、今後、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、主たるサービスに併せてグループ内の附帯サービスの調査を行いますのでご承知おきください。

公表対象サービスの例

A 事業所

◎ 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和元年5月開設

× 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円未満／年 令和3年5月開設

→「介護予防訪問入浴介護」は今年度調査対象ではありませんが、本体サービスである「訪問入浴介護」が今年度調査するため、今年度は調査有となります。

B 事業所

○ 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和2年5月開設

○ 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和3年5月開設

C 事業所

◎ 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 平成28年5月開設

◎ 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和元年5月開設

D 事業所

○ 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和4年5月開設

◎ 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和6年5月開設

→「介護予防訪問入浴介護」は今年度調査対象ですが、本体サービスである「訪問入浴介護」が今年度調査なしのため、今年度は調査なしとなります。

凡例：◎…報告・調査対象 ○…報告対象・調査不要 ×…公表対象外

(3) 訪問調査日の予約（訪問調査を行う事業所のみ該当）

これまで同様に訪問調査日の予約をインターネット上で行います。予約受付開始日は調査実施月により異なります。調査実施月、予約受付開始日等は、同封する『計画通知書』にてご確認ください。訪問調査日の予約は先着順のため、ご希望に添えない場合もあることを、予めご了承ください。

指定調査機関は予約状況を確認し、訪問調査日の確定後に調査日時、担当訪問調査員氏名等を通知いたします。



ご注意ください



- ・ 同法人が同一所在地で複数サービスを提供している際は、「同日調査」の予約が可能ですが、サービスの組み合わせによりできない場合もございます。
 - ・ 「同日調査」の場合、訪問調査はサービスの順番に実施しますので、原則として同時に複数サービスの調査を行うことはできません。
- 詳細は情報公表センターホームページに掲載する『訪問調査日予約ガイド』をご覧ください。



ご注意ください



- ・ 調査機関は予約状況を確認し、訪問調査日の確定後に調査日時、担当訪問調査員氏名等を書面にて通知いたします。
 - ・ 指定調査機関以外からの「介護サービス情報の公表」制度を騙る勧誘、請求等にはくれぐれも注意してください。
- ※ 不審な勧誘、請求等があった場合には、相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課（電話042-769-9226）までご連絡ください。

（４）調査の方法（訪問調査を行う事業所のみ該当）

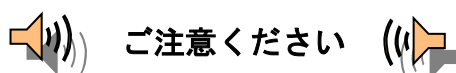
指定調査機関に所属する調査員（原則１名）が事業所を訪問し、事前にご報告いただいた「基本情報調査票」と「運営情報調査票」の「確認のための材料」の有無を確認いたします。

原則、基本情報調査票全ての項目の口頭による確認を行いますが、料金項目の一部は書面等との突合や計算を行います。

また、訪問調査時には原則として、事業所の管理者が立会ってください。管理者以外の方が立会う場合は、委任状のご用意をお願いします。

※委任状の様式は、次の公表センターのホームページからダウンロードができます。

https://center.rakuraku.or.jp/service_office/sagamihara/format.html



- ・ 「確認のための材料」は、厚生労働省老健局振興課長通知に基づき、原本を確認します。法人本部等で原本を保管されている場合は、調査当日までにお取り寄せをお願いします。
- ・ 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、情報公表センターＨＰのマニュアル掲載ページをご参照ください。
- ・ 同意いただいた後に運営情報の調査結果について訂正はできませんので、予めご了承ください。

（５）調査にあたって（訪問調査を行う事業所のみ該当）

- ・ 訪問調査の前に基本情報及び運営情報に係る「確認のための材料」となる書類等の原本をご用意いただき、円滑な調査の実施にご協力ください。
- ・ 長時間にわたる調査の場合、調査員が昼休み等を頂戴する場合がございますので、ご理解願います。
- ・ 全項目の確認が終了した後、調査に同席していただいた管理者の方に同意の署名をいただき、調査は終了となります。

（６）訪問調査が免除されるサービス

調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により、次のア～オに規定する評価を令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）に受審した事業所にあつては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることより、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。これは事業所自らが申し出ることによって適用し、申し出がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると市が認めた評価

また、次に掲げるものは評価に該当しませんので、予めご了承ください。

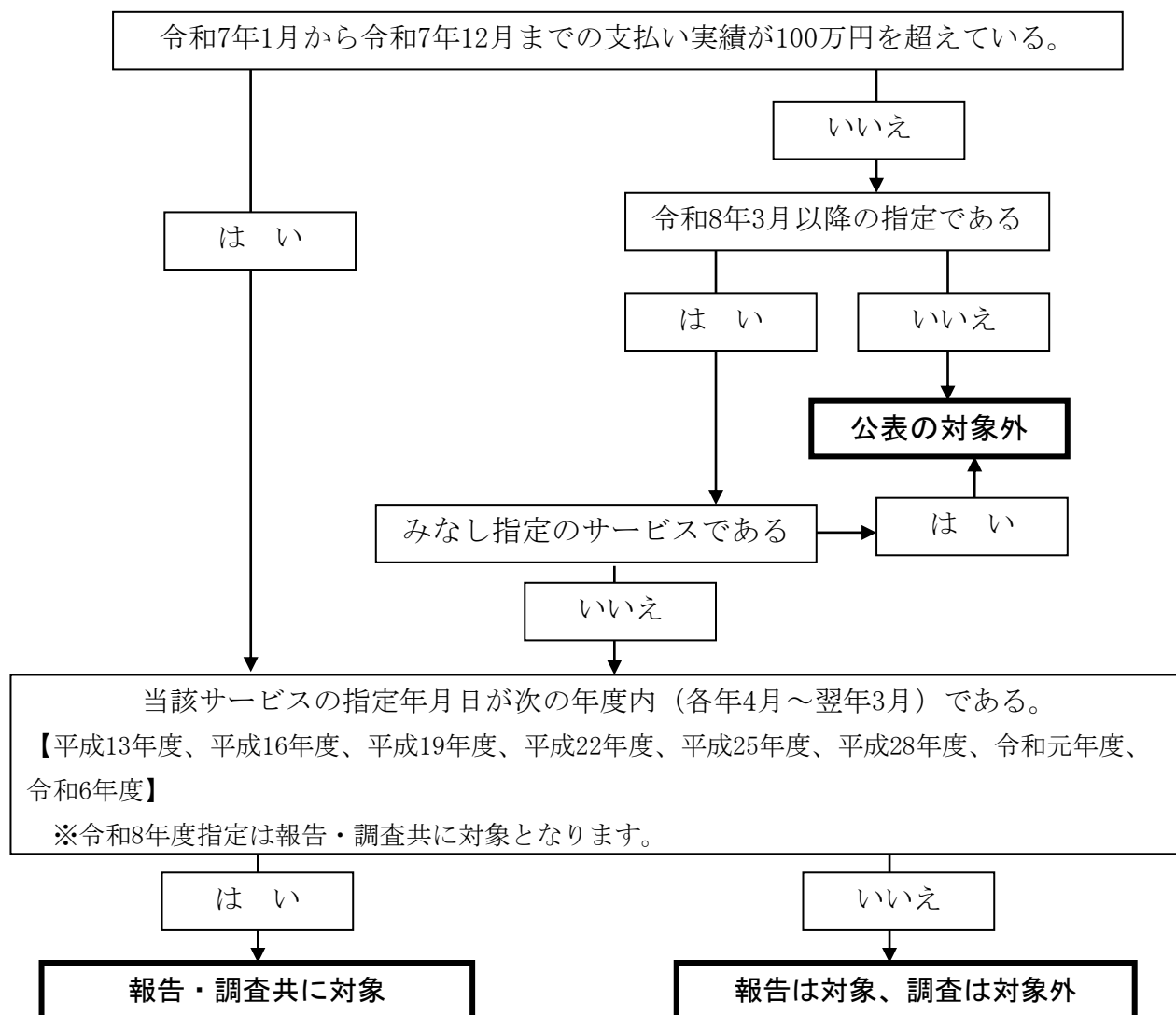
- ア 行政による指導監査、実地調査
- イ 運営法人が行う事業所評価
- ウ 民間企業が行うコンサルティング
- エ 職員の自己評価

※ 申出の様式は、次の公表センターのホームページからダウンロードができます。

https://center.rakuraku.or.jp/service_office/sagamihara/format.html

8. 公表対象の有無、手数料収納に関するフローチャート

＝公表の有無に係るフローチャート＝



公表対象サービスの例

A事業所

- ◎ 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和元年5月開設
- × 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円未満／年 令和3年5月開設

B事業所

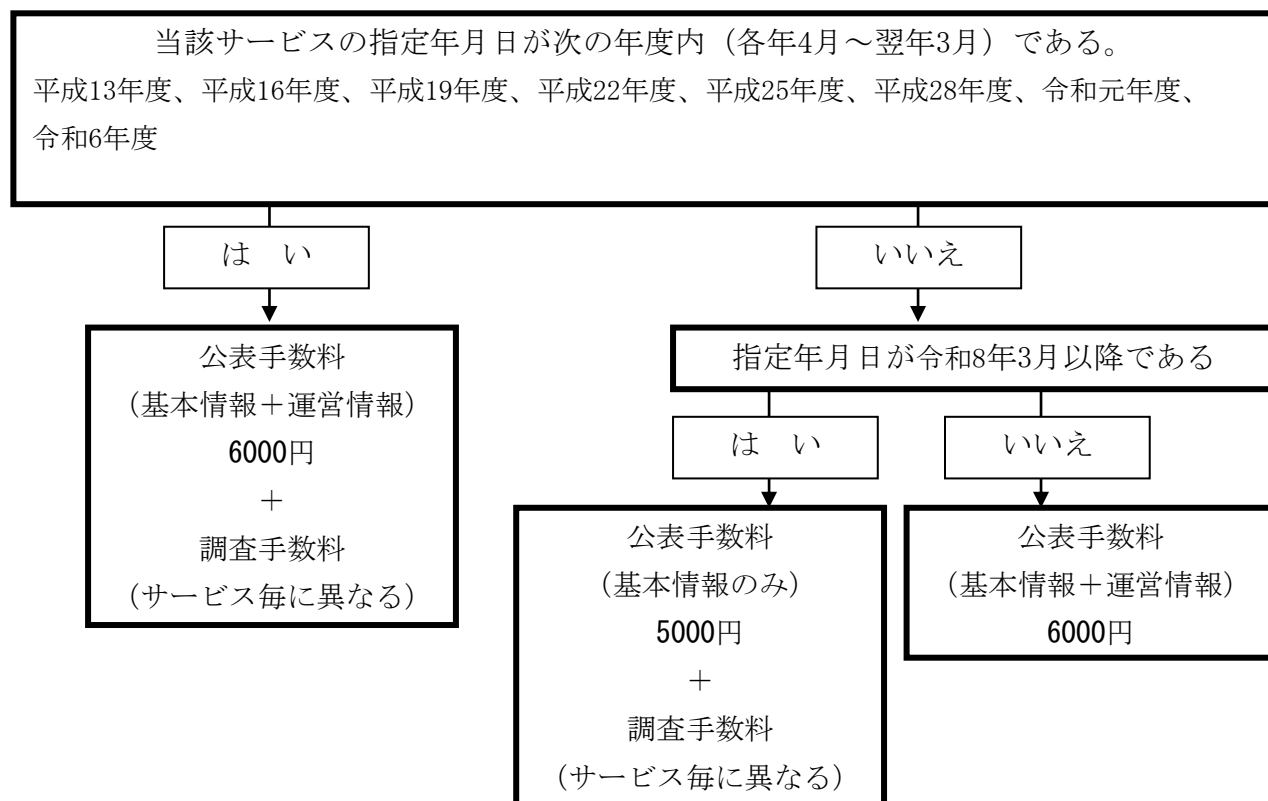
- 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和2年5月開設
- 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和3年5月開設

C事業所

- ◎ 訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 平成28年5月開設
- ◎ 介護予防訪問入浴介護 介護報酬額100万円以上／年 令和元年5月開設

凡例：◎…報告・調査対象 ○…報告対象・調査不要 ×…公表対象外

＝手数料収納に関するフローチャート＝



9. 情報の公表について

(1) 介護サービス情報公表システムについて

対象事業所の情報は、令和8年度公表計画に基づき、順次公表されます。事業所の公表時期については『計画通知書』でご確認いただけますが、全体の公表計画については、指定情報公表センターのホームページ（P.7参照）をご覧ください。

また、報告された情報は「介護情報サービスかながわ」に転載されます。

介護サービス情報公表システム
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>
 介護情報サービスかながわ
<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>

(2) 公表内容

基本情報の内容については、公表を行った後でも、変更を行うことができます。変更情報の提出は随時受け付けますが、公表情報の差し替えは一定期間ごとに行うため、受付日によっては、介護サービス情報公表システムへの反映まで時間をいただく場合がありますので予めご了承ください。なお、運営情報は原則として変更できませんのでご注意ください。

毎月20日頃までに、報告システムにおいて、修正した公表の基本情報が翌月1日に「介護情報サービスかながわ」に反映されます。

10. お問い合わせ

不明な点等がございましたら、各担当窓口へ御連絡ください。

- ・スケジュールに関する質問
- ・基本情報及び運営情報調査票の作成、提出方法、システムに関する質問
- ・介護サービス情報公表システムに関する質問 等

※お問い合わせ、お電話の前に公表センターホームページ内のQ&Aをご確認ください。

相模原市指定情報公表センター（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

ホームページ <https://center.rakuraku.or.jp/>

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下ビル9階

TEL 045-227-5690（平日9：30～17：00）

FAX 045-227-5691

- ・「介護サービス情報の公表」制度や手数料に関する意見
- ・令和8年度計画、市通知の内容に関する質問
- ・公表事務に関する費用、調査事務に関する費用の納付に関する質問
- ・公表手数料、調査手数料、支払用紙の紛失等による再発行依頼 等

相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課

TEL 042-769-9226

平日8：30～12：00 13：00～17：15

FAX 042-759-4395

- ・調査日程、予約、調査全般に関する質問 等

調査を担当する相模原市指定調査機関の問合せ窓口

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下ビル9階

TEL 045-671-0297（平日9：30～17：00）

FAX 045-671-0295